

○法務省令第 号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

	<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(紛争の当事者に対する説明) 第十三条 「略」 「一〇四 略」 五 特定和解の成立により認証紛争解決手続が終了した場合における当該手続に係る手続実施記録の保存期間並びに当該手続実施記録の閲覧及び謄写又は複写に関する手続の有無及びその概要 2 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(紛争の当事者に対する説明) 第十三条 「同上」 「一〇四 同上」 「号を加える。」 2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(第9面)

8 認証紛争解決手続の状況

(1) 認証紛争解決手続の実施状況

ア 認証紛争解決手続の受付件数（当期の状況）

(単位：件)

受付事件内訳		
新受	既済	未済

注. 「新受」には、当期に受け付けた認証紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 認証紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

(単位：件)

類型	価額の別							
	60万円以下	60万円超－ 140万円以下	140万円超－ 300万円以下	300万円超－ 1000万円以下	1000万円超－ 1億円以下	1億円超	算定不能 又は不明	計
計								

類型	当事者の別				代理人（法定代理人を除く。）の別			
	双方が法人	一方が法人	双方が個人	計	双方代理人	一方代理人	双方代理人なし	計
計								

類型	終了事由の別								訴訟手続が 中止されたもの
	成立 (うち)特定和解の 成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾	計	
計									

注. 「類型」には、認証紛争解決手続を実施した紛争の種類をそれぞれ記載すること。

附 則

この省令は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第十七号）附則第一条本文に規定する日から施行する。